

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画)

第3次 美浜町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

美 浜 町

目次

第1章 基本的事項	
1. 計画目的	2
2. 基準年度・計画期間・目標年度	2
3. 対象範囲	2
4. 対象とする温室効果ガス	3
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1. 基準年度の温室効果ガス排出量	3
2. 要因別の排出状況	3
3. 削減目標	4
第3章 具体的な取組	
1. 再生可能エネルギーの利用の促進	4
2. 施設設備の改善等	4
3. 物品購入等	5
4. その他の取組	5
第4章 推進・点検体制	
1. 推進体制	6
2. 点検体制	6
3. 進捗状況の公表	6

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。

美浜町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和元年とし、計画期間を令和3年度～令和7年度までの5年間とする。目標年度については、令和7年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実施計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実施計画の趣旨に沿った取組みを実施するように要請する。

（対象施設一覧）

施設名	施設名
役場庁舎（保健センター含）	総合公園（体育館・屋外体育施設）
心育館（図書館・生涯学習センター）※3	給食センター
水野屋敷記念館	布土郷土資料室
布土保育所（子育て支援センター含）	河和保育所（児童館含）
野間保育所（子育て支援センター含）	奥田保育所（わかば園含）
上野間保育所	布土小学校 ※2
河和小学校（放課後児童クラブ含）※2	河和南部小学校 ※1
野間小学校 ※2	奥田小学校（放課後児童クラブ含）※2
上野間小学校 ※2	河和中学校 ※2
野間中学校 ※2	街路灯（防犯灯・交通安全灯）
漁港施設（河和漁港・上野間漁港）	富具崎港公衆トイレ・街灯

施 設 名	施 設 名
河和港駐車場	児童遊園施設
都市公園施設	排水処理施設（北方）
水道施設	農業集落家庭排水処理施設
産業会館 ※3	食と健康の館 ※3
布土公民館 ※3	河和港観光総合センター ※3
野間公民館 ※3	奥田公民館 ※3
上野間公民館 ※3	河和南部文化交流館

- ※1 令和4年度河和小へ統廃合予定
 2 令和7年度小中一貫校として再編予定
 3 外部委託（指定管理者制度）により当面の間対象外

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）のうち、現在において排出量の把握が可能な「二酸化炭素」「メタン」「一酸化二窒素」を対象とする。

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量

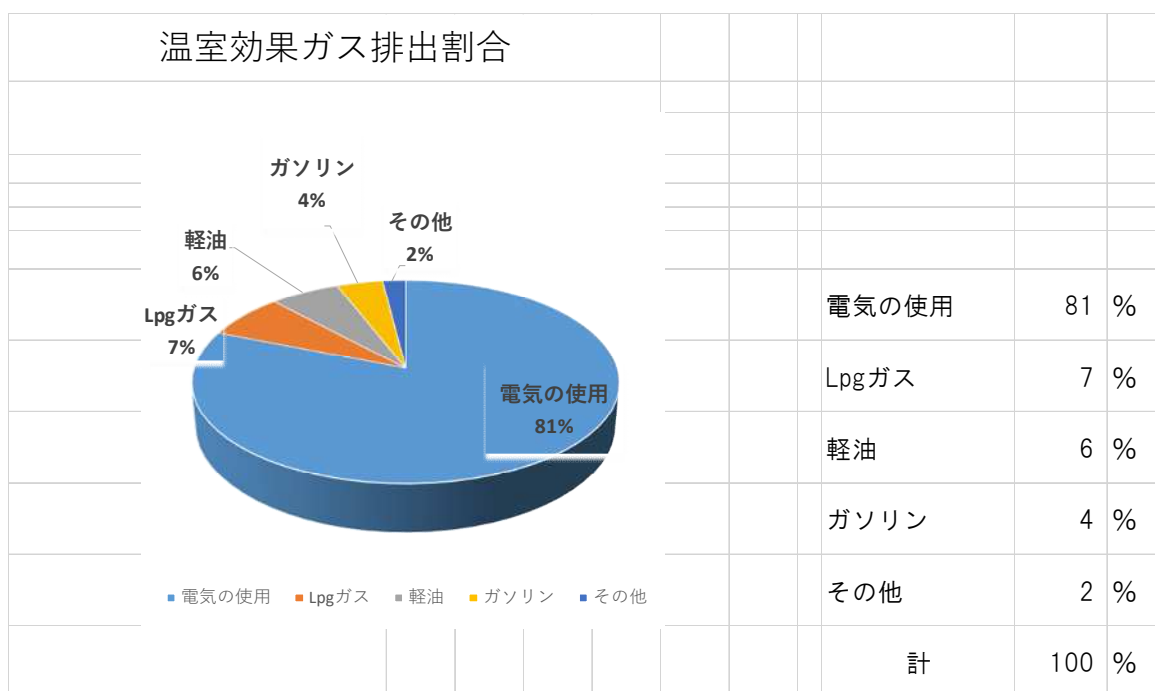
美浜町の事務・事業における基準年度（令和元年度）の総排出量は、次表のとおりである。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	1, 308, 063.4 kg-CO ₂
メタン (CH ₄)	151.2 kg-CO ₂
一酸化二窒素 (N ₂ O)	3, 937.0 kg-CO ₂

※令和3年度当初において、廃止または外部委託される施設分の排出量は令和元年度の集計結果から除いてある。

2. 要因別排出状況

基準年度である令和元年度の温室効果ガス総排出量を要因別に見ると、電力会社から供給される電気の使用に伴って排出される温室効果ガスが全体の81%を占め。次いでLPG（液化石油ガス）の使用が7%、軽油の使用が6%、ガソリンの使用が4%、その他2%となっている。



3. 削減目標

令和元年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和7年度の温室効果ガス排出量の削減目標は次表のとおりとする。

区 分	基準年度排出量 令和元年度	削減目標	目標年度排出量 令和7年度
二酸化炭素 (CO ₂)	1,308,063.4kg-CO ₂	7%	1,216,498.9kg-CO ₂
メタン (CH ₄)	151.2kg-CO ₂	1%	149.6kg-CO ₂
一酸化二窒素 (N ₂ O)	3,937.0kg-CO ₂	1%	3,897.6kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 再生可能エネルギーの積極導入

- ・公共施設の太陽光発電施設設置を検討する。

2. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築を実施する時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）導入を検討する。
- ・高効率照明（LED照明等）への買い替えを順次行う。
- ・公用車の更新時に、小型車・軽自動車等の低燃費車、ハイブリット車等（EV・PHV・FCV車）の導入を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。

3. 物品導入等

- ・電気製品等の物品の新規購入やレンタルをするときは、省エネルギータイプのもの
で環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰替えやリサイクル可能な消耗品の購入に一層努める。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を積極的に購入する。

4. その他の取組

(1) 電気使用量の削減

- ・空調機器の設定温度を適正に管理するとともに、クールビズ(目標室温 28℃)、
ウォームビズ(目標室温 20℃)により機器の運転を抑制するよう努める。
- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削
減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

(2) 燃料使用量の削減

- ・空調機器の設定温度を適正に管理するとともに、クールビズ(目標室温 28℃)、
ウォームビズ(目標室温 20℃)により機器の運転を抑制するよう努める。
- ・公用車の急発進、急加速をしない。
- ・公用車を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時はエンジンを切り、アイドリングは行わない。
- ・近距離の移動は、自転車や徒歩で移動する。

(3) ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

(4) 用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙を利用する。
- ・会議資料や添付資料の簡素化に努める。
- ・印刷ミス防止に努め、印刷ミス用紙は裏面を活用するよう努める。

(5) 水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

(6) 環境保全に関する意識の向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等(SDGs の研修を含む)を行う。
- ・職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報の提供を行う。
- ・グリーン商品を積極的に購入するよう努める。

第4章 推進・点検体制及び推進状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、部長職の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関の庶務担当係長を「推進担当者」とする。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握し、事務局と連携して計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局を環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」を通じて、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回町広報紙・HP等により公表する。

令和元年度温室効果ガス総排出量

項目		排出係数	使用量 走行距離	温室効果 ガス排出量	温室効果ガス 総排出量 (CO2換算)		
二酸化炭素	ガソリン	2.32	20,101.13 ℓ	46,634.6 kg	46,634.6 kg		
	灯油	2.49	9,947.46 ℓ	24,769.2 kg	24,769.2 kg		
	軽油	2.58	28,289.07 ℓ	72,985.8 kg	72,985.8 kg		
	A重油	2.71	0.00 ℓ	0.0 kg	0.0 kg		
	LPG(液化石油ガス)	3.00	30,725.80 m ³	92,327.4 kg	92,327.4 kg		
	電気	0.457	2,335,302.89 kwh	1,071,346.4 kg	1,071,346.4 kg		
	二酸化炭素排出量 小計		—	1,308,063.4 kg	1,308,063.4 kg		
メタン	自動車の走行距離	ガソリン	乗用車	0.000010	92,585 km	0.9 kg	18.9 kg
			小型貨物車	0.000015	3,627 km	0.1 kg	2.1 kg
			軽貨物車	0.000011	139,104 km	1.5 kg	31.5 kg
	自動車の走行距離	軽油	バス	0.000017	240,863 km	4.1 kg	86.1 kg
			普通貨物車	0.000015	18,594 km	0.3 kg	6.3 kg
			小型貨物車	0.0000076	763 km	0.0 kg	0.0 kg
			特殊自動車	0.000013	20,222 km	0.3 kg	6.3 kg
	二酸化炭素換算排出量 小計		—	7.2 kg	151.2 kg		
一酸化二窒素	自動車の走行距離	ガソリン	乗用車	0.000029	92,585 km	2.7 kg	837.0 kg
			小型貨物車	0.000026	3,627 km	0.1 kg	31.0 kg
			軽貨物車	0.000022	139,104 km	3.1 kg	961.0 kg
	自動車の走行距離	軽油	バス	0.000025	240,863 km	6 kg	1,860.0 kg
			普通貨物車	0.000014	18,594 km	0.3 kg	93.0 kg
			小型貨物車	0.000009	763 km	0.0 kg	0.0 kg
			特殊自動車	0.000025	20,222 km	0.5 kg	155.0 kg
	二酸化炭素換算排出量 小計		—	12.7 kg	3,937.0 kg		
温室効果ガス総排出量 合計		—	—	1,312,151.6 kg			

※温室効果ガス総排出量計算式 温室効果ガス排出量×係る地球温暖化係数

(係数 二酸化炭素:1 メタン:21 一酸化二窒素:310)

※一般廃棄物の処理に係るメタン及び一酸化二窒素の排出量は、計量していないため計算していない。

※地球温暖化係数は基準年度平成25年度と同じ係数を使用